2026 年期　第 4 回課題研究テーマ（東京実務補習所）

46 班～52 班

テーマ	2025 年 12 月より企業会計基準委員会及び実務対応専門委員会において、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づく法的義務を伴う排出量取引制度の対象事業者を対象とした会計処理及び開示」に関して検討を行っているが、この点について以下を論じなさい。 ①排出量取引制度の議論の背景を簡潔に述べなさい。 ②新たな会計論点が企業及び監査業務に与える影響並びにその理由について述べなさい。 ③他者から購入した排出枠の「取得」及び「売却」について、会計処理の妥当性を検証するため　に監査人として実施する監査手続及び当該手続きを選択した理由を述べなさい。 なお、審議中のため、以下の事務局提案を前提とする。 他者から購入した排出枠 5.　制度対象事業者が他者から購入した排出枠については、取得に要した原価をもって資産として計上する。（第 575 回企業会計基準委員会、第 176 回実務対応専門委員会） 6.　制度対象事業者が他者から購入した排出枠を売却した場合、売却の会計処理を行い、売却による入金額と売却した排出枠の帳簿価額との差額を損益として計上する。（第 577 回企業会計基準委員会、第 177 回実務対応専門委員会） 7.　制度対象事業者が他者から購入した排出枠については、保有義務の充足に用いるもの として、市場価格による評価替えを行わない。（第 580 回企業会計基準委員会、第 178 回実務対応専門委員会。追加の検討について、第 582 回企業会計基準委員会の審議事 項(4)-4 参照） 出典：2026 年 8 月 10 日 企業会計基準委員会　第 582 回　審議資料　審議(4)-2 制度対象事業者の排出枠の会計処理に関するこれまでの事務局提案のまとめ